

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	
関税法関係	
<p>特例輸入者等承認・認定内容変更届 (C-9030)</p> <p><記載事項></p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからリまでのいずれか、法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第63条の4第1号イからチまでのいずれか、法第67条の4第1号イからチまでのいずれか、法第67条の13第3項第1号イからチまで及び第3号イに規定する第67条の4第1号イからチまでのいずれか、法第79条第3項第1号イからチまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p><提出の時期></p> <p>承認・認定に係る内容のうち、特定保稅承認者に係る手数料令第2条第2項を適用することとなる保稅蔵置場等及び特定保稅運送者に係る特定保稅運送を行う予定の担当部門等を変更する場合、認定通關業者が通關業營業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。承認・認定を受けた者及び特定製造貨物輸出者の氏名又は名称、住所、貨物の藏置（予定）場所、積込港（空港を含む。）、税關手續を委託している通關業者、役員（代表者を含む。）、代理人又は主要な従業者（規則第1条の3第1号、規則第8条の3第1号若しくは規則第8条の5第1号に掲げる責任者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則又は実施規則の内容（税關手續、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保稅運送に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。 イ～ハ（省略）</p>	<p><記載事項></p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからリまでのいずれか、法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第63条の4第1号イからチまでのいずれか、法第67条の4第1号イからチまでのいずれか、法第67条の13第3項第1号イからチまで及び第3号イに規定する第67条の4第1号イからチまでのいずれか、法第79条第3項第1号イからチまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p><提出の時期></p> <p>承認・認定に係る内容のうち、特定保稅承認者に係る手数料令第2条第2項を適用することとなる保稅蔵置場等及び特定保稅運送者に係る特定保稅運送を行う予定の担当部門等を変更する場合、認定通關業者が通關業營業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。承認・認定を受けた者及び特定製造貨物輸出者の氏名又は名称、住所、貨物の藏置（予定）場所、積込港（空港を含む。）、税關手續を委託している通關業者、役員（代表者を含む。）、代理人又は主要な従業者（規則第1条の2第1号イ、規則第8条の3第1号イ若しくは規則第8条の5第1号イに掲げる責任者又は規則第1条の2第2号イ、規則第8条の3第2号イ若しくは規則第8条の5第2号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則又は実施規則の内容（税關手續、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保稅運送に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。 イ～ハ（同左）</p>